



報告及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防設備等点検結果報告書
- (4) 消防訓練実施の連絡

(防火管理資料の保管等)

第6条 防火管理者は、前条で報告を又は届け出た書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類等を保管する。

(火元責任者の指定)

第7条 防火管理者は、火災の発生を防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者及び確認

火元責任者を決め、氏名又は役職を記入してください。

員を指定し、確認事項に不備が生じた場合は、防火管理者に報告し、

責任者	担当場所	確認事項
		・たばこの吸殻及び火気使用器具の管理
		・電気設備器具の安全確認
		・消火器等の管理
		・避難経路の確保
		・出火防止
		・火災予防上必要な事項

火元責任者の担当場所を記入してください。  
例：○階△△△△

(火災予防上の自主検査)

第8条 建物及び消防用設備等の自主検査は防火管理者又は防火管理者の指定する者が別表

に基づき、  
管理者に報

検査する日付を決め、数字を記入してください。

の検査結果に不備

検査員を決め、氏名又は役職を記入してください。

検査	検査回数	検査員
建物等	毎月1回)	
火気管理	毎月 _____ 日	
電気設備器具		
消防用設備等		

(消防用)  
第9条

防火対象物に設置されている消防用設備等をすべて記入してください

特定防火対象物は「1」を非特定防火対象物は「3」を記入してください。

実施計画に基づき実施し、点検結果を\_\_年に  
\_\_月\_\_日までに実施し、点検結果を\_\_年に  
\_\_月\_\_日までに実施し、点検結果を\_\_年に

対象設備等		点検時期	__月__日
		総合点検	__月

点検を実施する月の数字を記入してください。

点検委託業者名又は点検員の氏名を記入してください。

点検を実施する月の数字を記入してください。

(火災予防上の守るべき事項)

第10条 火災予防のため\_\_に出入りするすべての者は次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 避難口、防火対象物の名称を記入してください。また、避難設備を設けたり、物品を置かないこと。
- (2) 防火度の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は指定された場所で行う。
- (4) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理、整頓し、可燃物に接近して使用しないこと。
- (5) 消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。
- (6) 火災を発見した場合は、消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

防火管理者氏名（ふりがな）	防火管理者連絡先
( )	

(放火防)  
第11条

防火管理者の氏名(ふりがな)を記入してください。

緊急時連絡の取れる防火管理者の連絡先を記入してください。

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 物置及び倉庫等の施錠を励行する。
- (3) 終業時等、建物が無人になる場合は、火気及び施錠の確認を行う。
- (4) ゴミ類を\_\_に出すこと。

防火対象物の名称を記入してください。

(自衛消防隊の編成及び)

第12条 \_\_の自衛消防隊の組織を次により定める。

担当区分	担	任	務
自衛消防隊長			隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたりとともに火災の状況、逃げ遅れた者の有無等について消防隊に報告する。
通報連絡担当			消防機関への通報又はその確認を行う。 火災を知らせ、消防隊の誘導及び情報の提供を行う。
消火担当			消火器等を用いて初期消火活動を行い、必要に応じ避難誘導担当を補助する。
避難誘導担当			避難口を開放し避難誘導を行う。 避難後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に報告する。

各担当者を決め、氏名又は役職を記入してください。

(震災対策)

- 第13条 防火防止
- ① 本市ホームページで最寄りの指定緊急避難場所を調べて記入してください。  
参照先下記内部リンク
- ② 地用設 [https://www.city.konan.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/006/304/hinan\\_basyo.pdf](https://www.city.konan.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/304/hinan_basyo.pdf)
- ③ 火気使用設備・器具の直近にいる取扱い者は、電源の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告すること。
- ④ 従業員及び利用者等を指定緊急避難場所（ ）まで避難誘導する場合は、順路、道路状況、地域の被害状況等について説明し、身の安全を図りながら、全員徒歩で避難する。
- ⑤ 避難する際は、分電盤を遮断すること。

(警戒宣言発令時の対応)

- 第14条 防火管理者は、警戒宣言が発令された旨を事業所内に連絡する。
- ② 防火管理者は、今後の営業等の方針を連絡する。
- ③ 防火管理者等は、火気の使用禁止、施設及び設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

(防災教育及び消防訓練)

第15条 防火管理者は次により防災教育及び消防訓練を実施する。

区 分	実 施 月		備 考
消 火 訓 練	月	月	
避 難 訓 練	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;">           特定防火対象物は1年に2回以上になるように、非            特定防火対象物は1年に1回以上になるように実施            月を定め、数字を記入してください。         </div>		
通 報 訓 練			
防 災 教 育	随 時（採 用 時 等）		
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">           特定防火対象物は「2」を非特定防火            対象物は「1」を記入してください。         </div> 各訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積 極参加する。			

② 防火管理者は、1年に\_\_回以上、「訓練実施通知書」を事前に江南市消防長へ届け出ること。

附則は作成日又は選任日を記入してください。

附 則  
 この計画は、\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から施行する。

# 自主検査表（毎月 日）

年度

区分	点検項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	3月
建物等	避難の支障となる物										
	避難口は内部から容易に到達できるか										
	建物周囲に可燃物があるか										
	喫煙所の吸殻等は適切に処分、管理されているか										
火気管理	火気設備等の周囲に燃えやすい物品を置いていないか										
	安全装置等は適正に作動するか。設備等が老朽化していないか										
電気設備器具	タコ足配線をしていないか										
	配線が机等の下に敷き詰められているか										
防火物品	カーテン、じゅうたん、カーペット等が使用されているか										
	使用している防火用品が適切に管理されているか										
消火器	階ごとに適正な位置に設置されているか										
	変形、破損、腐食等の異常はないか										
	標識の破損等はないか										
非常警報	サイレン等の音量は十分か										
	電源に異常、遮断はされていないか										
	表示灯は点灯しているか										
	装飾等により見えなくなっていないか										
避難器具	操作場所及び降下場所の空間が確保されているか										
	操作場所の窓は容易に開放できるか										
	本体に変形等の異常はないか										
誘導灯	パネルに破損がなく点灯しているか										
	非常電源に異常はないか										
	装飾等により見えなくなっていないか										
	点検者名										

点検日を記入してください。

年度を記入してください。

自主検査表を確認し、該当しない項目は斜線等により削除してください。

※判定欄の記号 良：○ 不良：× 改修済：⊗